

# 公 示

下記の事業者につき、内航海運業法第17条第1項第2号の規定に基づき内航海運業の登録を取り消すこととなったので公示する。

## 記

### 1. 事業者名及び登録番号

平成海運有限公司 (神R 1 3 3 6)

有限公司早矢海運 (神R 1 2 1 3)

### 2. 根拠となる法令の条項

内航海運業法第17条第1項第2項

### 3. 原因となる事実

内航海運業法に定める総トン数又は長さの船舶を所有していないこと。

### 4. 登録を取り消した日

令和7年6月17日

以上

令和7年6月17日

神戸運輸監理部長